

困難を抱えるLGBTの子どもなどへの一日も早い差別解消を求める 意見書

今、日本では、LGBTというだけで、いじめられ、追い詰められる。性的指向や性自認は自分で選ぶことができない。周りの理解がなく、悩みあぐね、自殺に追い込まれてしまう子どもたちも数多くいる。

LGBTの差別を禁止する法律は、EU加盟国全てとオーストラリア、米国の一部の州等先進国で制定されている。国連でも同様の動きがあり、こうした法律はグローバルスタンダードになっている。多様性を認める環境づくりは課題を抱える子どもたちの支えになるだけではなく、周りにいるLGBTではない子どもたちも、強く優しくする。

「性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会」（以下、「LGBT法連合会」）は、昨年5月に「性的指向および性自認等による差別の解消、ならびに差別を受けた者の支援のための法律」（以下、「LGBT差別禁止法」）の必要性及び同法への考え方を発表した。

「LGBT差別禁止法」は、子ども・教育、雇用、医療、公共サービス、民間事業、司法手続などの分野において、性的指向及び性自認をもとにしたさまざまな形態の差別を禁止及び防止することと、差別を受けた人に対する支援を定めた法律で、多様な性を持つ人々が行政機関並びに事業者から差別されない社会環境を整えていくことを目指している。

衆院法制局が出したLGBT差別禁止法案のたたき台は、性的指向（恋愛対象）または性自認（心の性）を理由とする差別解消に向けて、政府が基本方針を策定し、国・地方公共団体及び国民の責務を規定するとしている。雇用や学校現場などにおいては差別解消のために必要な措置を講ずること、行政機関や事業者には、差別的取り扱いの禁止とともに研修などの必要な環境整備への努力を求めている。

本年1月28日、LGBT法連合会はLGBT問題を考える超党派議員連盟ら国会議員と当事者の学生たちの意見交換セッションを開催した。議員連盟では、議員立法を目指して動き出すと報じられている。

LGBTは、全人口の5%だとされている。20人に1人の割合でいるはずなのに、見えない存在とされていることそのものが、差別なのである。誰もがありのままの自分でいられるような環境を整えることは、誰もが差別されることなく暮らしていける社会を実現することである。日本でも先進国と同等のLGBT差別禁止法を制定していくことが求められる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、「LGBT差別禁止法」の早期の制定と、実効性ある差別解消施策の実施を求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年3月29日

三鷹市議会議長 後 藤 貴 光